

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月30日
【会社名】	株式会社 サカタのタネ
【英訳名】	SAKATA SEED CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂田 宏
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
【電話番号】	(045)945-8800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼経理部長 星 武徳
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
【電話番号】	(045)945-8800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼経理部長 星 武徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年8月25日開催の当社第81回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年8月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
第81期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金27円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備え、定款を変更するものであります。

公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条(公告の方法)を変更するものであります。当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第13条（招集）第2項を新設するものであります。なお場所の定めのない株主総会の開催は、感染症のまん延又は天災の発生等の通常ではない場合で、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定した場合のみ開催いたします。なお、当社は、当該変更にあたり、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため定款第2条（目的）第15項を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）（注）3
第1号議案	381,311	14,908	-	（注）1	可決 96.23
第2号議案	394,230	2,009	-	（注）2	可決 99.49

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．賛成割合は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上